

平成30年度兵庫県地域・職域連携推進協議会

検討のポイント

【本協議会の目的】

地域と職域における保健事業においては、根拠法令が「健康増進法」、「労働安全衛生法」、「健康保険法」、「高齢者医療確保法」で各々、目的、対象、実施主体、事業内容がそれぞれ異なります。

本協議会では、下記の4つの機関の共通項となる健康課題を抽出し、共通の健康課題に対する地域・職域連携のメリットを活かした取組を進めることを目的としています。

【各機関の課題】

1. 医療保険者の課題
特定健診・特定保健指導の実施率向上やデータヘルス計画の推進等
2. 企業の課題
従業員のメンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援、たばこの問題に関する対策等
3. 労働衛生関係機関の課題
小規模事業所の健康管理の強化、メンタルヘルス対策、高齢労働者の健康確保や事故防止等
4. 地域保健の課題
健康寿命の延伸、健康格差の縮小等

【共通課題】

◆ 特定健診・特定保健指導の実施率向上について

* 上記の本協議会の目的も踏まえた上で、共通課題についてご意見を賜りたいと思います。

【ご意見をいただきたいポイント】

| ・ 現状の取組みや工夫点等について

※委員各位より、現状・取組み等をお1人2分程度でご発表をお願いいたします。

直接的な実施率向上に関する発言が難しい方は、間接的な支援について発言いただければ幸いです。